

第4章 南アジア

はじめに

一般に南アジアとは、インド亜大陸を中心とし、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータンおよびモルジブという諸国から成り立っている。これらの諸国は「南アジア地域協力連合」(South-Asian Association for Regional Cooperation)を構成している。

いずれも、無限ともいいうべき多様性を帶びてゐるにせよ基層部にはヒンドウイズムの影響が支配的であり、その後地方によつてはイスラムの洗礼を受けてゐる。この地域では、当初はポルトガルやオランダさらに英仏が覇権を争つた後、最終的には、ほぼ全域がイギリスの植民地とされた。前記の諸国は、一九七二年にパキスタンから独立したバングラデシュおよび八〇年に独立したモルジブを除き、第二次大戦の終結後まもなく独立を達成してゐる。

公式法に関しては、ネパール、ブータンやモルジブという小国を除き、いずれもイギリス法の影響が圧倒的である。経済体制に関しては、最近自由化の動きが顕著であるとはいへ、インドに

典型的にみられるように、ASEANを中心とする東南アジアに比べて閉鎖的・統制的色彩が強い。本章では、インド、パキスタンおよびバングラデシュという旧インド帝国構成国とスリランカを中心取り扱う。

1 法体制の発展・法の重層構造と多元的法体制

原国家法体制——ヒンドゥ国家とその構造

南アジア地域の法の基層構造をかたちづくっているのはヒンドゥイズムである。もつとも、それはインド亜大陸という広大な空間的広がりと数千年に及ぶ長期の時間の狭間で著しく多様化している。さらにそれと十世紀以降に導入されたイスラムとの混交を考えると、これを統一した全体としてとらえることは困難のように見える。

しかし、少なくともヒンドゥ国家と法の特質について、以下のことはいいうるであろう。それは、淨と不淨をめぐる位階秩序たるヴァルマ（四制階級）を縦軸とし、かつ各職能の自治的集団たるジャーティを横軸とする階層国家であるということである。

本来、色を意味するというヴァルマは、僧侶階級たるバラモン、武士階級たるクシャトリヤ、町人階級たるヴァイシャから奴隸階級たるスードラ、さらにはそのいずれにも属しえないアウト

カースト（アンタッチャブル）にいたるまで、淨から不淨への連綿たる位階秩序をかたちづくつていた。ダルマ（法）はこの秩序を淨と不淨を軸として規律するものとして存在した。このことは、二世紀に一応の完成をみたという「マヌの法典」に代表される法書（ダルマシャーストラ）が、各カースト別に、その罪（不淨）とそれに対するサンクション（淨化）について詳しい記述を行なつてゐるところからも明らかである。

ダルマの解釈権は、最も淨なる階級であるバラモンの独占するところであり、物理的な武力を背景として「國家」権力を掌握するクシャトリヤは、この淨なる秩序の維持者として、それを乱し不淨を生ぜしめる者に対する净化をめざす刑罰（ダンダ）を科する存在として位置づけられたにすぎない。

この意味では、ヒンドゥ国家はダルマ（法）に従属するものとして一種の法治国家の体裁を備えているとも考えられる。しかしそれは、法（ダルマ）そのものが位階秩序を前提とするという点において、西洋近代の国家とはまったく異なるものであった。しかも、インドは、隨・唐以来強力な中央集権体制を維持していた中国とは異なり、全インドを統合する王朝はグプタ朝以降存在していない。

国家構造の横糸を構成する職業集團たるジャーティは、前述のヴァルマの原理と混交しながら、内部関係においては、婚姻と共に食を軸に強固な結合をみせ、広範な自治を有していた。さらに、一つあるいは複数のジャーティから成る村落も、全体として、上級の統治組織から相対的に自立

した地位を有していた。そこでは、各ジャーテイおよび村落ごとに多様な法・慣習が存在し、それらはカースト・パンチャーヤトや村落パンチャーヤトにより管理された。

十世紀になると北方からのムスリムの侵攻が本格化した。この侵攻は最終的にムガール帝国に結実する。しかし、この帝国は、イスラムの皇帝権力の下に、その知行として改宗あるいは非改宗の既存のヒンドゥ支配者層を組み込むという体制であり、ヒンドゥもその支配を容認するかぎりにおいて広範な宗教上の自由を享有了した。そこでは、ムスリム自体もカースト制度にとりこまれ、そのヒンドゥ化という現象も生じている。

スリランカには、伝説によれば、アショカ王の治世に上座部仏教が伝播し、その後シンハリ人による仏教王朝が生起したが、十世紀になると、隣接するタミールのヒンドゥ王朝たるチヨーラの侵攻を受け、その北部は彼らの支配するところとなつた。さらに、海洋づたいにムスリムも流入するが、その主たる統治イデオロギーは、ヒンドゥ・仏教であつたとみてよいであろう。

植民地国家法体制

一四九八年のヴァスコ・ダ・ガマのインド航路発見によって西洋諸国とインドとの交易が開始された。当初はポルトガルとオランダ、後には英仏がこの地域に富を求めて渡來した。ムガール帝国さらにそれと対峙した南部のマラーター同盟が弱体化するにつれて、これらの諸国は交易から領域支配、即ち植民地化をめざした。最終的に、一七五七年のプラッシーの戦いでフランスを擊

ち破つたイギリスが、一七六五年に時のムガール皇帝からベンガル等の「ディワーニー」（租税徴収権）を得て、その霸権を確立した。

イギリスのインド統治は、一八五八年のセポイ戦争の終結後、従来の東インド会社による印度統治を廃し、本国の直接支配とすることによって完成した。一八七七年にはイギリスのヴィクトリア女王を皇帝とするインド帝国が成立している。

もつとも、その支配は全インドにくまなく及んだわけではなく、独立の時点においても五百を超える藩王国はある程度の自治を享有していた。さらに、例外的ながら、ポンデシエリー（フランス）やゴア（ポルトガル）のような他国の植民地も存在した。

その統治形態は、インド統治法や勅許状により定められ、時代によって異なっている。総督は、イギリス国王の代理人であり（副王〔Viceroy〕とも称された）、形式的には統治に関するほぼ全権を掌握したが、しだいに、一方では本国の議会の監督に服するものとされ、他方では形を整えていく現地の代表議会によつても制約されるにいたつた。

当初は総督の補佐機関であった参事会（Council）は、一八六一年のインド統治法により行政参事会と立法参事会に機能分化した。一九〇九年統治法では、限定的ながらその議員の選出について選挙制が導入されるにいたつている。最後の統治法たる一九三五年統治法のもとでは、いくつかの州でインドの独立をめざす「インド国民會議派」が州議会を支配し、この政党による政権まで誕生している。

司法府については、イギリスの植民地支配の特質ともいいうが、イギリス統治のごく初期から本国の上級裁判所と同格とされる「高等法院」が主要都市に設置された。以降、この裁判所は「法の支配」の中核的存在として発展を遂げた。十九世紀には、インド人中産階級が職業として法曹（弁護士）を選択する傾向が一般化し、その結果として、これら上級裁判所の裁判官にインド人の任命も行なわれるにいたつた。

このように統治システムの上層部においては、その頂点に強大な権力を有する総督を戴くとはいえ、概してイギリスの制度が大幅にかつスマーズに導入されている。しかし、このイギリス型の制度は統治の下方に下がるにしたがつて希薄となり、かつての原国家体制下以来の自治的なシステムが色濃くなる。その最底辺には、旧来の村落パンチャヤートが行政機構の末端に接続されていたのである。

この異質ともいえる二元構造をつなぐ結節点に、「インド高等文官」に代表される植民地官僚機構が存在していた。彼らは、その経歴を県ないし郡という中央とムラの中間点における要職から開始し、県・州さらには中央の要職を往き来しながら昇進していく。彼らには高裁の判事職も留保されていた。

法に関しては、イギリスの統治原則から、現地人の間には現地の法（実際にはイスラム法とヒンズウ法）が適用されるものとされたが、これを適用するイギリス人判事がこれらの法はもとより、その原則とされるべきイギリス法にも無知であったことも手伝つて、その適用をめぐつて大きな

混乱が生じた。

一八三三年の勅許状で、この状況を克服するために、インド参事会に独自の立法権が与えられた。その目的とするところは、当時のイギリスのベンタム主義の影響もあって、複雑な判例法の集積であるイギリス法を、インドの事情に適するようななかちで法典化 (codification) することであった。この法典化の作業は、セポイ戦争を経て本格化し、一八五九年から一八八二年までの間に多くの法典が誕生した。その成果には、民事訴訟法典（一八五九）、刑法典（一八六〇）および刑事訴訟法典（一八六一）という法典の他、時効法（一八五九）、相続法（一八六五）、契約法（一八七二）、特定救済法（一八七二）、証拠法（一八七二）、有価証券法（一八八一）、財産譲渡法（一八八二）や信託法（一八八二）などがある（カッコ内の数字は制定年）。

しかし、家族法や親族法の領域においては、ヒンドゥやムスリムの反発もあって、その法典化は遅れ、その立法化が試みられるのは独立後である。もつとも、これらに関する事件も普通裁判所で取り扱われた結果、その解釈等にイギリス法理が導入され、従来のそれとは異なったアングロ・イスラム法やアングロ・ヒンドゥ法が成立したということも指摘されている。さらに、サティ（寡婦殉死）、寡婦の再婚禁止や幼児婚というヒンドゥの「慣習」は、非人道的なものとして立法によって禁止された。このような社会改革立法は、その改革対象である固有の伝統的価値と相克しながら、南アジア法の一つの伝統をかたちづくっている。

以上述べたことは、旧英領インドを構成した現在のインド、パキスタンおよびバングラデシュ

について共通している。これに対し、スリランカの植民地国家法体制は、その歴史的経緯から若干異なつたものとなつてゐる。

第一に、スリランカ（一九七一年憲法による国名改称までセイロンと呼ばれていた）は、一七九六年イギリスがこの地に支配権を確立する前の百五十年間オランダの支配下にあつた。この間にオランダ法（ナポleon法典の採用以前の法で、「ローマン・ダッチ法」と呼ばれる）が根づいており、イギリスはこれらの法律を基本法（residuary law）として認め、イギリス法により修正さないかぎり、この法が優先するものとした。以降百五十年間のイギリス支配によつてイギリス法が大々的に導入されたものの、現在でもローマン・ダッチ法の影響は無視できない。

第二に、植民地支配の形式として内閣に「インド担当大臣」をおいたインドとは異なり、スリランカは、その他のイギリス植民地同様「植民地省」の管轄とされた。この結果、その統治様式もインドとは若干異なるものであった。例えば、一九三一年憲法は部分的ではあるが、普通選挙制を採用している。また、インドで「法典化」された法典もスリランカには選択的に導入されたにすぎない。

開発國家法体制

第二次大戦後、インドの独立は現実のものとなつた。しかし、その構想については、世俗国家を主張する「国民會議派」とイスラム国家建設を唱える「ムスリム・リーグ」との対立があつた。

一九四七年、ヒンドゥとムスリム間の宗派紛争によつて大量の犠牲者を出しながら、世俗国家インドとイスラム国家パキスタンが分離独立した。

△インド△

一九五〇年にはインド憲法が公布された。この憲法は、当時としては世界最長の憲法典であり、基本的にはイギリス型の議院内閣制を採用しているが、植民地下の人権弾圧に対する反省から、広範な基本権のカタログを擁し、またその保障を徹底ならしめるために最高裁判所と高裁に対し違憲立法審査権と令状発給権を与えていた。基本権とは別に、わが国の社会的基本権に相当する「國家政策の指導原則」に関する諸規定を掲げ、新興独立国インドの発展目標を宣言している。広大な国土の多様性から連邦制を取り入れているが、それはアメリカやオーストラリアのそれに比べると、中央が著しく強い権限を有していることが指摘されている。

インド憲法は、国家政策の指導原則の規定にもみられるように、発展途上国型法体制の理念モデルを提供している。即ち、政治的には西欧型の議会制民主主義を理念としながらも、経済のレベルでは、「社会主義型社会」(Socialist Pattern of Society)と称されるように、国営部門を軸とした国家の積極的な介入を前提とする「混合経済体制」をめざすというものである。
もつとも、例えば、一方では対パキスタン・中国戦争や国内の政治混乱の結果敷かれた数次にわたる「非常事態」体制、他方では土地改革法等の社会経済改革立法をめぐる政府・国会と司法

府との対立などにみられるように、この理念は、政治・経済の両面にわたって危機に直面し、修正を余儀なくされている。

しかし、この結果として、現在まで七次にわたる五ヵ年計画が実施され、また、これに関連して、「資本発行統制法」、「工業（開発・規制）法」や「独占および制限的取引慣行法」等の経済統制法が整備された。これらの立法は、他の南アジア諸国の経済法制に大きな影響を及ぼしているが、一九八〇年代に入り、このような国家主導型の経済体制の非効率性が問題とされ、その自由化が進行しつつある。

△パキスタン△

イスラム国家たるパキスタンの憲法制定はインドより大幅に遅れ、一九五六年によくやく「パキスタン・イスラム共和国憲法」が制定された。この憲法はインドのそれとは異なり、大統領の権限の強いものであつたが、五八年にはアユブ・カーンのクーデタにより廢止された。以降、八五年の憲法改正まで七三年のブット体制下における議院内閣制の時期を除いて、パキスタンは、国民より間接選挙される大統領内閣制あるいはクーデタによる軍政という、インドのそれとは対照的な執行権の強い統治体制を生み出している。

一九七七年のクーデタにより政権を掌握したジア・ウル・ハク体制下において、イスラム化がさらに進行した。最近では、八八年選挙によるブット女史による内閣の成立、九〇年選挙による

その敗北さらに非常事態体制と政治はめまぐるしく変動している。しかし、それが大統領でなく、国会の多数党のリーダーたる首相を軸に展開しているところに、新しい傾向を読み取ることができよう。

経済体制については、一九七三年のブツト体制において、インド・モデルともいべき国家指導型システムの導入がはかられたが、それ以外は概して市場重視型であるといってよい。さらに、八〇年代には、インドと同様、経済体制の自由化がはかられているが、それと同時にイスラム銀行の創設にみられるようにイスラム化の方向も看取しうる。

△バングラデシュ

一九七一年、当時の東パキスタンは、インド軍の援助を得て、新生バングラデシュとして独立した。七二年に制定された「バングラデシュ人民共和国憲法」は、インド憲法の影響を受け、世俗国家を宣言するとともに、議院内閣制を採用した。さらに、当時インドで問題となっていた基本権（特に財産権）と国家政策の指導原則をめぐる相克を事前に解決するために、インド憲法とは逆に指導原則の章を基本権の前におき、また財産権を基本権のカタログから外すなどの工夫が施されている。

しかし一九七五年の改正により国民より直接選挙される大統領制が導入された。またそこに掲げられた世俗主義についてもその規定が外されるなど、しだいにイスラム化が進行している。ま

た、その後はクーデタが相次ぎ、憲法体制が十分に機能しているとはいひ難いが、最近では、八年クーデタ以降政権を掌握していたエルシャド大統領が逮捕され、これにつづいて下院選挙が行なわれている。ここでも、政治の主流が大統領から首相へ移行しつつあると指摘できよう。九一年九月には国民投票により議院内閣制への回帰が実現した。

スリランカ

スリランカは、一九四七年インド・パキスタンとほぼ同時に独立を達成したが、この独立は両国と異なり、完全独立ではなく「自治領」(Dominion)としてであった。しかし、七〇年の選挙で大勝したバンダラナーヤカ政権は、完全独立をめざし、憲法改正を行なって、国名を「セイロン」から「スリランカ共和国」と改めた。同政権は、その後茶プランテーションの国有化などの社会主義的政策を推し進めた。この間さまざまな統制法が制定されている。

しかし、一九七八年に時のジャヤワルダナ政権は、再び憲法を改正して国名を「スリランカ民主社会主義共和国」と改めると同時に、それまでのウエストミンスター型議院内閣制から、国民により直接選挙される大統領が、議会の多數派により構成される首相を長とする内閣を從えて統治するという「ドゴール型大統領制」へ移行した。(しかしながら現在再び議院内閣制への復帰の主張がみられはじめている。)

これと同時に、従来の統制型経済システムから自由市場型のそれへの移行がはかられたが、そ

の後多数派たるシンハリと少数派タミールとの人種紛争が内戦にまで拡大した。ようやく、一九九〇年代に入り、その鎮静化の兆しがみられ、プレマダッサ大統領下において政治・経済体制の再建の努力がつづけられている。

以上、南アジアの開発国家法体制を要約すれば、政治体制については、まがりなりにもイギリス型の議院内閣制を維持しているのはインドだけであり、他の三国は、ドゴール型大統領制として特徴づけられる大統領内閣制への傾斜をみせていた。しかし、一九九〇年代に入り、これらの諸国においても、議院内閣制の再評価の動きが急である。経済体制に関しては、インドとパキスタンを「統制型」と「市場型」に対比することができるが、いずれも、ASEAN諸国と対比するときは、「統制型」として特徴づけることができよう。さらに、各国において軽重があり、また全般的にその影響が薄れつつあるとはいえ、イギリスの法制度あるいは法的思考の影響はまだ強く残存している。他方では、八〇年代に入り、自由化の進行とともに、イスラム原理主義の台頭、ヒンドゥとムスリムの対立の先鋭化やシンハリとタミールの人種抗争の激化にみるように、各国で宗派的ないしエスニックな問題が噴出している。

2 開発国家法体制の現状

以上みたように、南アジア諸国では、基本的には植民地下において導入されたイギリス法が、公式法として、個々の法のみならず、司法制度を含む法制度全般に大きな位置を占めている。しかし、他方では、「開発」をめざしてさまざまな立法が行なわれており、さらに最近では固有の法システムの再評価という動きもみてとれる。これらの法を開発法としてとらえ直し、これを「国家」、「経済」および「社会」というベクトルから眺めてみよう。

国家と法——憲法体制

憲法 (Constitution) という様式やそこで使用されている言語自体が、イギリス法に基づくものであることは重要である。独立後しばらくの間すべての国で採用され、現在でもインドを「世界最大の民主主義国家」といわしめる議院内閣制は、イギリスのそれにはほとんどを負っている。むしろ、インド以外の国が「大統領内閣制」に移行したことのほうが、「開発法」の特質を理解するうえで有効ではないかと考える。すでにみたようにパキスタンは、一九五八年のクーデタ以降急速にこのシステムに移行し、五九年には、大統領を間接選挙により選出する「基礎的民主

主義体制」が確立した。またバングラデシュでは独立と新憲法の公布後わずか三年にしてこの制度に移行したのである。

この背景には、第一に、いざれもかつてのイギリス植民地のインドのなかでは边境に属する地域であり、社会・経済が中枢部に比べて遅れており、その結果としてイギリス型の民主主義が根づかなかつたということができよう。しかし、第二に、より制度的要因としては、当時生成されつつあつたフランスの第五共和制、即ちドゴール型大統領制が参考されたことも推測されるが、さらに文化的な要因として、イスラムの国家イデオロギーの影響が大きいのではないかと考えられる。例えば、パキスタンのイスラム憲法論に大きな影響を与えたムハンマド・アサドはその著『イスラームの国家と統治の原則』の中で「アメリカ合衆国で行なわれている大統領制に幾分類似した△大統領制△のほうが、……△議院内閣制△の政府よりも、はるかにイスラーム国家の要件に適合しているように思われる……行政上の一切の権限と機能はアミールその人に委ねるべき……」（二〇一ページ）と述べている。

これに關係して、かつてのパキスタンの「基礎的民主主義」やバングラデシュの「ウポジラ民主主義」という理念にみると、大統領の選挙や国民投票などの基礎単位として伝統的な行政単位を組織化し、これをその政治権力の基礎とするという傾向がみられる。

一九七八年のスリランカに関しては、当時の南アジアの政治体制の変動の波を考慮すべきであろう。インドですら、七五～七七年のインディラ・ガンディ政権による非常事態体制下において、

ドゴール型大統領制への移行が真剣に議論されている。この事実は、この体制が、危機管理型の統治システムとしてより有効であると考えられたことを示している。

もつとも、一九九〇年代のパキスタンやバングラデシュさらにネパールの民主化をめぐる政治状況を観察するならば、いずれも大統領ではなく、国会とその多数派により構成される内閣を軸に転回しているように思われ、この意味では議院内閣制への回帰を明確に指摘できる。

イギリス統治の遺産としてしばしばあげられる「法の支配」を支える司法制度についても、現在では各国でかなりの相違をみせていく。その原型を最も忠実に保っているのはインドである。

そこでは、最高裁と各州高裁という上級裁判所には、憲法上、手厚い身分保障と令状発給による救済を前提とした違憲立法審査権が与えられている。この独立性を背景にして、裁判所は、国会や州議会の制定する土地改革を中心とする社会改革立法を次々と違憲と判示した。これに対して、国会が憲法改正で応じるという状況がつづき、一九六七年には、「最高裁は、『国会は憲法の基本構造を害する憲法改正は行なえない』と、国会の憲法改正権を限定する判決を下している。しかし、七三年の政府による最高裁長官人事への介入や七五年の非常事態宣言などによつて、司法府の地位は低下した。

一九八〇年代に入り、バグワティ最高裁長官のもとで後述する「社会活動訴訟」ないし「公益訴訟」という憲法訴訟様式が開発され、再びその役割が再評価されつつある。

他の三カ国の司法府も、インドほどには強力でないにしても、イギリス法の伝統を受け継いで

いる。すべて、判事の身分保障と違憲立法審査権を認めていたが、後者に関しては、一九七八年のスリランカ憲法は、英米法の伝統から乖離の傾向が目立つ。例えば、違憲審査権が令状発給権と分離され、最高裁に集中されたとともに、英米法の伝統である具体的な事件レベルばかりではなく、法案段階でも審査権を与えられている。

基本権については、すでにみたように、インド憲法は、自然権に相当する「基本権」と社会権に相当する「国家政策の指導原則」という二分論をとっている。この二分論は他の三国でも踏襲されており、後者は「裁判所において強行することはできない」として、前者のみを法と認めている。この結果として、後者には単に狭義の社会権ばかりではなく、宗教的権利を含む文化的な権利や原理が含まれている。

経済と法

経済関係の基本法たる「商事法」はイギリス法の伝統を汲んでいた。特に亜大陸の三国では、十九世紀の「法典化」の結果として、現在でも、市場における財やサービスの交換・流通を規定する契約法や動産売買法などについてはほぼ同一の法典を有している。しかし、イギリス等の先進諸国の「近代」法も、二十世紀に入ると、国家の経済過程への介入を契機に「現代」法に変容したことが指摘されている。同様の現象は植民地下のこれらの諸国においてもみられる。その一つが十九世紀末から始まり、一九二六年の「労働組合法」に一応の結実を見る労働法の展開であ

る。そこには、植民地支配の意図があつたとはいへ、労働組合の国家による認定というイギリス本来のそれとは異なる方向をみることができる。

また会社法についても二十世紀初頭からイギリス法からの離脱の方向を示している。その転回点は「経営代理制度」の規制をめぐる問題であった。それは法的には会社の経営の請負を意味したが、実際には会社設立者が会社とこの契約を締結し、膨大な手数料収入を得るという、会社制度の濫用の可能性のきわめて高い制度であった。一九三六年改正法は、主としてそれを株主総会の監督下におくものとして、その規制を強化した。独立後に制定されたインドの五六年会社法は、さらに進んで会社経営全般に対して政府の許認可権限を定めている。経営代理制度自体は六九年改正法により廃止された。パキスタンとバングラデシュは、基本的には三六年時点のインド会社法を採用していたが、前者は八四年に新しい会社法を制定している。なおスリランカでは、経営代理制度は七五年に廃止され、八二年には、三九年会社法に替わる新会社法が制定されている。

独立後の経済と法の問題に関しては、土地改革法の問題を避けて通ることはできない。インドを例にとれば、それは二段階に分かれる。第一段階はザミンダール制などの寄生地主制の廃止であり、第二段階は土地所有の上限設定である。いずれも州の管轄事項とされている。この改革は、第一段階においてはほぼ成功したといいうが、第二の上限設定については、州政治に大きな影響力を有する地主やその影響を受けた行政のサボタージュによって、この面では必ずしも成功していないと指摘されている。

さらに、インドにおいて典型的にみられるが、独立以降、これらの諸国は、東南アジア諸国に比べて統制色の強い経済体制を指向してきた。この結果として、各種の経済統制法が制定されている。その最も典型的な立法が、インドの「産業（開発・規制）法」である。この法律は、五カ年計画に沿って民間部門を方向づけるための主要手段として、一九五一年に制定された。同法は、適用免除を認めているものの、おおむねすべての工業事項について、その設立、拡張や新製品の製造等について政府から許可（工業ライセンスと呼ばれる）を取得することを命じている。さらに六九年には、計画体制下で急速に伸張してきた財閥を規制することを主目的として、「独占・制限的取引慣行法」が制定された。後者については、パキスタンでも同様の立法が制定されている。七〇年代には、スリランカでもプランテーションの国有化などの社会主義的な統制政策が行なわれており、このような傾向は南アジア全域に及んだといつてよい。

しかし、一九八〇年代に入り、状況は変化した。まず、スリランカでは、七七年選挙で大勝したジャヤワルダナ政権が、これまでの統制型経済から市場型経済への移行を打ち出した。同年クーデタで政権を掌握したパキスタンのジア・ウル・ハク政権も同様の方向を歩んだ。インドでも、八〇年選挙で政権の座に返り咲いたインディラ・ガンディ首相も、これまでの統制型政策を改め、経済体制の自由化・規制緩和の方向を摸索しはじめた。この背景には、統制政策の中枢を占めた国営企業の経営の非効率性や許認可行政をめぐるさまざまな問題点があった。

このような市場型経済システムの強調とともに、立法面でも、カルテル規制の強化、消費者保

護や環境保護などのための立法が数多く行なわれている。とはいっても、この市場システムの導入は、先進国にみられるように、経済活動を、必ずしも全面的あるいは大幅に市場に委ねるというものではなく、あくまで、その経済の「発展・開発」政策の一環として行なわれているように思われる。

社会と法

南アジアの社会は、現在でも、その基層文化を構成するヒンドゥイズムの影響が強い。特にそれはカースト制度にみられる。アラーの前での徹底的な平等という普遍主義を原理とするイスラムや、反カースト主義から出発したはずの仏教も、この制度を突き崩すことはできず、逆にそれを包含していく。この地域のムスリムや仏教徒の間にもカースト制度の存在が確認されている。この制度は、都市化にともない、その主要なタブーである共食の禁止については重要性を失いつつあるが、婚姻に関しては現在でも強く残っている。差別はカースト間においてはそうでもないが、それとアウトカースト（不可触賤民）の間では強く、政府のさまざまな施策にもかかわらず、現在でも多くの悲劇を生み出している。

社会の核ともいいうべき家族については、憲法典にすべての国民に適用される「統一民事法典」の制定が諱められているにもかかわらず、未だ制定されていない。独立後ヒンドゥについてには「ビンドウ婚姻法」などの法律が制定され、それなりに近代化が進められているが、イスラムについ

では、ムスリムの反対により基本法すら制定されていない状況である。また、ヒンドゥイズムとイスラムのいずれをとっても、社会システムとして女性への差別が構造化されており、これについても、大きな問題となっている。

一九八〇年代に入ると各国で経済自由化（市場化）が導入されたが、それが社会に対してもしつつある影響も無視しえない。その積極的な側面は、各国で強まっている政治の民主化要求をあげることができ。また社会面でも、アウトカーストや女性への差別に対する反対運動の盛り上がりも、経済自由化が古い社会の馴染を弛緩しつつある現象として位置づけることができよう。逆に市場化のいわば負の結果として、社会のアノミー化や拝金主義の横行という問題も生じている。これらを象徴するものとして、インドでは、一九八〇年代に入り、インドの婚姻制度の旧弊である花嫁側の持参金（ダウリー）をめぐって夫側が妻を虐待し、ついには死にいたらしめる事件が多発している。ダウリー制度は「娘を三人持てば親が破産する」といわれるほど多額の負担を女性側に強いるものであり、幼児婚や寡婦の虐待と並んでヒンドゥー家庭制度の悪習とされている。六三年にはこれを禁止する法律も制定された。ダウリーをめぐつて殺人までいたるという現象は、過度の市場化の波による社会の一種の拝金主義化ともみることができる。

さらに、市場化により解体の危機に直面した社会の側からそれに対する防衛の動きが出てくる。パキスタンやバングラデシュのみならず、世界各地で勢いを伸ばしているイスラム・ファンダメンタリズムや、インドで最近問題となっているヒンドゥ・ファンダメンタリズムなどがそれであ

る。

パキスタンやバングラデシュでは、最近鎮静化しているようにもみえるが、社会システムばかりでなく、イスラム銀行法の制定にみるように経済制度のイスラム化の傾向もみられる。インドでも、イスラム法による「タラク」離婚に対し妻側からの扶養料請求を認めた一九八五年の最高裁判の「シャーバノー判決」は、人口の一割を占めるムスリムの反発により政治問題化し、政府はその判決を覆す立法の制定を強いられた。

さらに、「アヨダヤ事件」がある。アヨダヤは全インドのヒンドゥーの中で最も親しまれている神ラーマクリシュナの生誕地であり、古くから寺院が建てられていた。ところが十六世紀になつて、この地に侵攻してきたムスリムはこの寺院を破壊し、その上にモスクを建立した。最近になつて、このヒンドゥーの聖なる地をムスリムから奪還する運動が急速に広がり、この結果、各地で流血騒ぎを起こした。この事件が一九九〇年のV・P・シン政権崩壊の直接の原因であったことはよく知られている。

より法と社会に関する問題に目を向けると、司法制度の民衆化が注目に値しよう。インド大陸でも、他のアジア地域と同じく紛争の大半は村落内の自治組織（パンチャーヤト）によって解決されていた。イギリス植民地権力もこの制度を温存し、独立後もインドの司法パンチャーヤトにみるように、制度化されたが、それは統治コストの軽減という視点が濃厚であった。しかし、訴訟の遅滞や高額化というイギリス型司法の限界が露呈されるにつれて、各地でこの制度の積極的

見直しが進んでいる。インドでは、そこにおける和解や調停という非法的紛争処理形態に注目した「民衆裁判所」(Lok Adalat)運動が活発に展開され、この運動はこの裁判所を制度化した一九八七年の「法律サービス序法」(Legal Service Authority Act)の制定に結実している。パキスタンやバングラデシュではイスラム原理を導入した同様の試みが行なわれている。

以上は既存の社会システムを制度化するという点で「社会の法化」と指摘できるが、これとともに、逆に移入された西欧システムがその地で変容されながら受容されるという「法の社会化」のプロセスも注目されるべきであろう。この典型的な例としてインドの社会活動訴訟をあげることができる。インド憲法第三二条は、同憲法に定める基本権違反につき最高裁に違憲審査権とその救済のための令状発給権を与えていた。この条文はインドの基本権保障の手段として大きな役割を果たしていたが、一九七〇年代末にこの種の訴訟が開発されたことにより、その範囲は飛躍的に拡大された。多くの事件では、ジャーナリストや社会活動家などが、社会の恵まれない人々に対するさまざまの非人間的行為を告発した手紙を最高裁に送ることによって開始された。そこでは訴訟の様式性や当事者適格の問題はほぼ完全に無視されている。この結果として原告（社会活動家）も被告（政府）も厳密な意味での訴訟当事者ではない。そこでは、イギリス法の伝統である訴訟の対審構造はなりたたない。またその最高裁の決定も確定判決ではなく、一連の救済措置命令というかたちをとる。この意味では、この訴訟は歐米型の権利救済というかたちをとりながらも、まさに、それは社会正義達成のための「公共精神に富んだ人々、国家と裁判所による共

同の努力」として位置づけられているのである。

まとめ

以上みたとおり、南アジアの法制は他のアジア諸国と同じく三層構造をかたちづくりっている。

その基層部にヒンドゥ法さらにイスラム法という東洋主要法が、公式・非公式を問わず現在も人々の生活を規律している。第二層には、植民地下において導入されたイギリス法が、その過程でさまざまな変容を経ながらも、「公式法」の中軸をかたちづくっている。最後に独立後は、その政治・経済・社会の発展をめざして多くの「開発法」が制定され、これらの二種の法を修正し、改変している。

開発法のレベルでみれば、一九八〇年代に入つてほぼすべての国で行なわれた経済体制の自由化は、政治や社会に対しても無視できない影響を及ぼし、政治的には「民主化」をめぐり、社会的には「価値の相克」をめぐって、大きな変動の波に洗われているといつてよい。